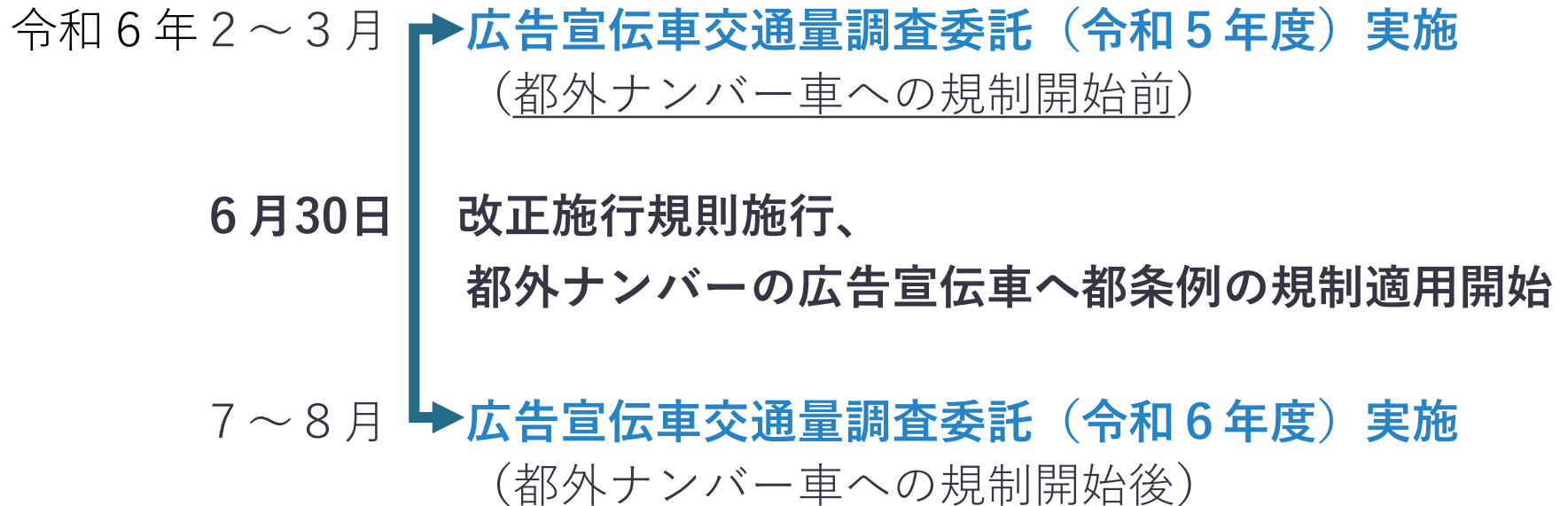


1 広告宣伝車交通量調査の実施について

都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況を比較することにより、規制の実効性について検証を行う。

【調査時期】



広告宣伝車に係る規制の状況について

2 調査概要

○ 調査箇所及び期間

令和5年度（規則改正前）：3箇所		令和6年度（規則改正後）：6箇所	
新宿	令和6年2月19日～2月25日	新宿	令和6年7月8日～7月14日
渋谷	令和6年2月26日～3月3日	渋谷	令和6年7月15日～7月21日
秋葉原	令和6年3月4日～3月10日	上野	令和6年7月22日～7月28日
		池袋	令和6年7月29日～8月4日
		六本木	令和6年8月5日～8月11日
		銀座	令和6年8月19日～8月25日

※各調査期間とも、月曜日から日曜日の連続する7日間、各日16時から21時まで

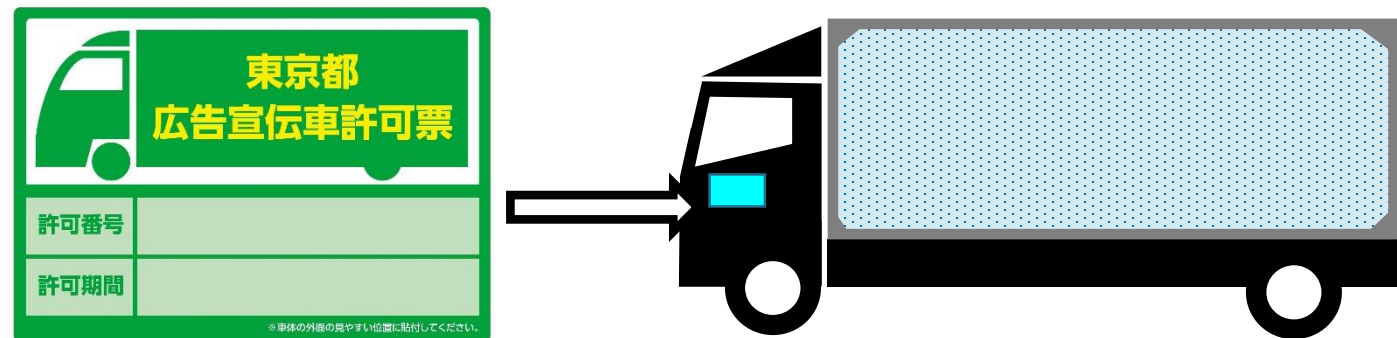
- ・ 新宿：新宿大ガード東交差点（新宿区）
- ・ 渋谷：井ノ頭通り入口交差点（渋谷区）
- ・ 秋葉原：万世橋交差点（千代田区）
- ・ 上野：上野広小路交差点（台東区）
- ・ 池袋：東口五差路交差点（豊島区）
- ・ 六本木：六本木交差点（港区）
- ・ 銀座：銀座四丁目交差点（中央区）

2 調査概要

- 主な調査項目
 - ・ 車両ナンバー
 - ・ 通行時刻
 - ・ 広告の表示内容
 - ・ 広告の表示方法（発光なし・LED式・内照式・その他）
 - ・ 「東京都広告宣伝車許可票」の掲出の有無 ※令和6年度のみ

注) 東京都広告宣伝車許可票

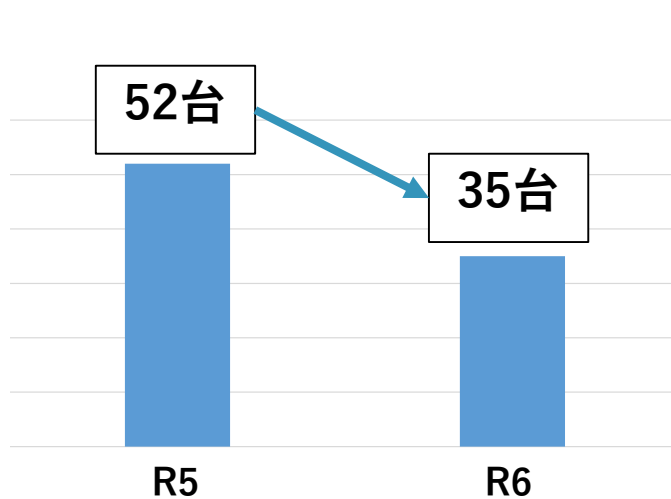
- ・ 広告宣伝車が屋外広告物許可を得ていることが外観上分かるようにするためのA5サイズのシール
- ・ 屋外広告物許可を受けた後、許可番号と許可期間を記載し、車両左側ドア等の外側から見やすい場所に貼付するよう、協力を依頼している。



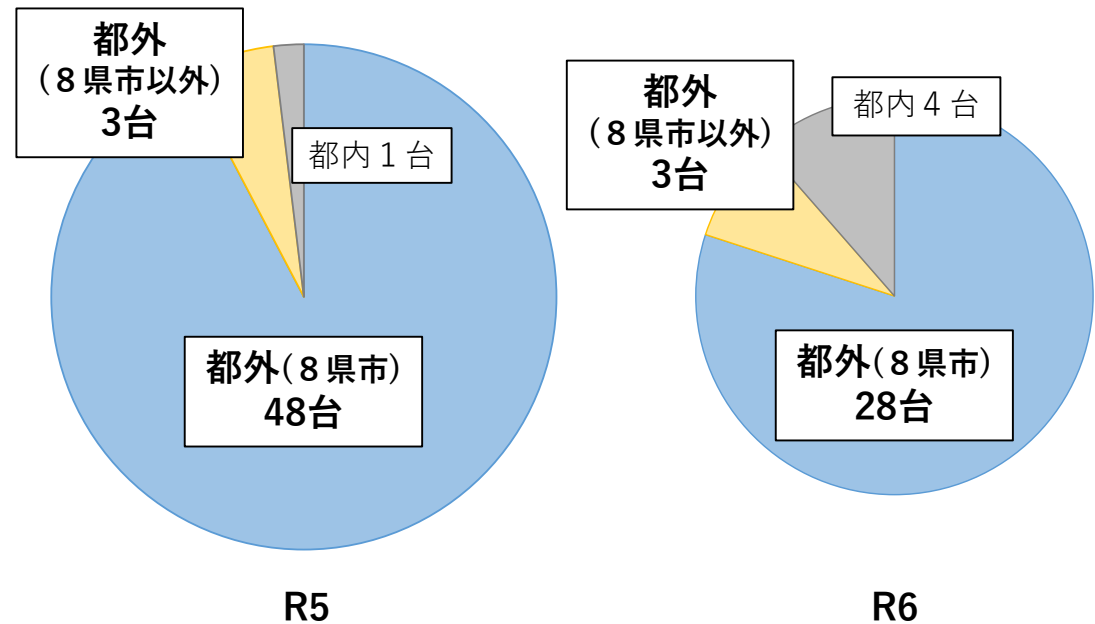
3 調査結果

○ 走行台数及び車籍地

- ・ 走行台数は**令和 5 年度・52台**から**令和 6 年度・35台**へ約 3 割減（図 1）
- ・ 車籍地は、令和 5 年度、令和 6 年度ともほとんどの車両が都外ナンバー車であった（図 2）。



（図 1）調査年度別走行台数



（図 2）調査年度・車籍地別走行台数

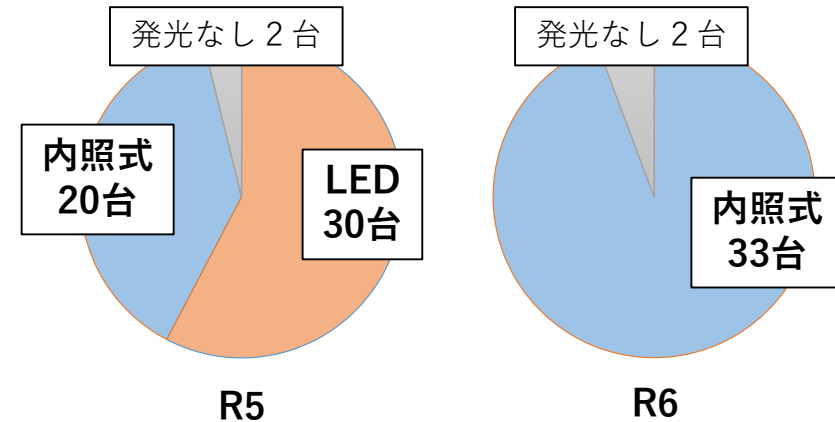
※ 条例の規制対象である 8 ナンバー車（放送宣伝車）の集計

広告宣伝車に係る規制の状況について

3 調査結果

○ 広告の表示方法

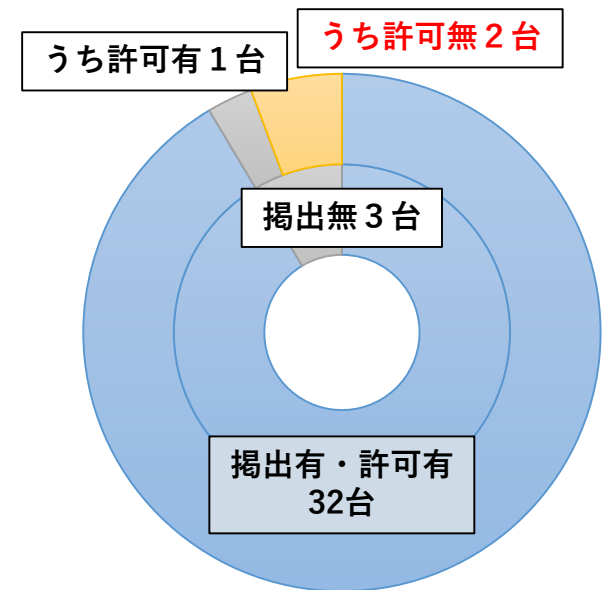
- 令和5年度は全体の半数以上がLEDの広告宣伝車だったが、**令和6年度はLEDの広告宣伝車は観測されなかった**（図3）。



（図3）調査年度・表示方法別走行台数

○ 許可票の掲出の有無及び実際の許可状況

- 令和6年度の調査では、**許可票が掲出されていたのは35台中32台（9割超）**であり（図4）、いずれも屋外広告物の許可を受けていた。
- 許可票の掲出がなかった3台のうち、1台は許可を受けていたが、2台は無許可であった。



（図4）許可票掲出有無別走行台数（R6）

4 まとめ

- 改正前後の周知活動や関係行政機関等のご協力により、改正内容についての周知が進んでいる。
- 広告宣伝車事業者と広告主の方にも改正内容をご理解いただき、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則に則り適正に走行している。
- デザイン自主審査により、改正以前よりも色使いや安全面等に配慮したデザインとなっている。

5 今後の課題

- 違反車を防止するため、広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を引き続き行うとともに、今後も都内における車体利用広告の状況について注視していく。
- 今後、屋外広告物法や屋外広告物条例での対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁や各関係法令の所管等と連携して対応していく。